

海軍ノ制限ニ關スル主要ナル事項ノ討議ハ大正十年ノ終頃ニ於テ略終結シタルヲ以テ五國法律專門委員ハ直ニ海軍專門委員ト協力シテ銳意條約案ノ起草ヲ急キ先ツ之ヲ五國首席全權ノ審議ニ付シ首席全權ハ數次ノ會議ヲ經テ一月十三日ニハ太平洋島嶼ノ防備ニ關スル部分ヲ除キ條約草案全部ノ起草ヲ終レリ而シテ起草會議中ノ最大難關タリシ太平洋防備問題ニ付テモ一月三十日ニ至リ幸ニ日、英、米三國間ニ圓滿ナル協定成立セルヲ以テ茲ニ海軍軍備制限ニ關スル條約ハ事實上全部完成シ翌一月三十一日ノ第二十回總委員會ニ於テ形式的ニ之ヲ審議シタル後二月一日ノ第五回總會議ニ於テ之ヲ決定シ二月六日ノ第七回總會議ニ於テ五國全權ハ之ニ署名調印セリ

第七 條約ノ改訂、效力及期限

條約ノ起
草
訂
改
訂
効
力
期
間

將來新事態ノ發生シタル場合ニ應スル爲條約ヲ修正改訂スルノ必要起ルヘシトノ說ハ夙ニ主力艦ニ關スル討議ノ際ニ生シタル所ナリシモ唯修正又ハ改訂ノ時期等ニ關シテハ必シモ意見一致セザリシカ條約ノ起草ニ當リ各國全權ノ間ニ幾度カ議ヲ繰返シタル結果

一 締約國中ノ一國カ其ノ海防ノ安全保持ノ爲必要ヲ認メタルトキ

二 技術上及科學上ノ發達ニ適應スルカ爲本條約ノ實施後八年ノ後

ニ於テ締約國間ニ會議ヲ開キ本問題ニ付協定シ得ヘキコトヲ決セリ次ニ戰時ニ於ケル本條約ノ效力ニ關シテハ實施上種種困難ナル問題ヲ豫見シ得ヘキヲ以テ協議ノ未交戰國タル締約國ノ申出ニ基キ大體ニ於テ條約ノ效力ヲ停止シ得ルコトニ定メ又條約ノ效力ノ存續期間ハ一應之ヲ十五年間トスル主旨ニテ決定シタルナリ

第三節 海軍軍備制限ニ關スル米國提案ト條約トノ比較

海軍軍備制限ニ關スル米國提案ト條約トノ比較

一、本表ノ比較ハ米國提案ノ順序ニ從ヒテ排列對比セリ
一、一 〔内ハ條約原文ノ引用ナリ〕

海軍軍備制限ニ關スル米國提案

海軍軍備制限ニ關スル條約

提 案 内 容	
合	一、合衆國ハ現在建造中並竣工ニ近ケル一切ノ新主力艦ヲ廢棄ス即チ建造中ノ巡洋艦六隻、戰艦七隻及進水セル戰艦二隻ヲ包含ス (註)建造中ノ新主力艦十五隻(竣工後ノ總噸數六十一萬八千噸)ノ廢棄 二、「デラウエア」、「ノースダコタ」迄ノ一切ノ戰艦ヲ廢棄ス (但シ右二隻ハ合マス) (註)舊式戰艦十五隻(總噸數二十二萬七千七百四十噸)ノ廢棄
衆	
國	
合 計	○ 廢棄主力艦合計數三十隻(總噸數八十四萬五千七百四十噸)ナリ 三、英帝國ハ新「フッド」型四隻ノ建造ヲ中止ス (註)若干ノ經費ヲ投シタルモ未起工ナル新主力艦四隻ノ減少(竣工後ノ總噸數十七萬二千噸)
英	
帝	四、英國ハ前項新「フッド」型四隻ノ廢棄ニ加フルニ「キング・ジョージ」級ニ至ル迄ノ

條 約 内 容	
合	一、合衆國ハ現在建造中並竣工ニ近ケル一切ノ新主力艦ヲ廢棄ス但シ建造中ノ「ウエスト・グーシニア」級二隻ハ除ク (註)建造中ノ新主力艦十三隻(竣工後ノ總噸數五十五萬二千八百噸)ノ廢棄 二、「デラウエア」、「ノースダコタ」ノ二隻並右二隻ニ到ル迄ノ一切ノ戰艦ヲ廢棄ス 但右二隻ハ新主力艦二隻ノ竣工後廢棄スルコト
衆	
國	
合 計	○ 廢棄主力艦合計數三十隻(總噸數八十二萬五千四百四十噸) 三、英帝國ハ新「フッド」型四隻ノ建造ヲ中止ス

主		棄	
艦		國	
國	本	日	合
佛伊 蘭太 西利 國	合計	合計	合計
○ 艦級前戰艦第二線及第一線戰艦ヲ廢棄ス (但シ「キング・ジョージ」五世ハ含マヌ) (註)主力艦十九隻ノ處分(總噸數四十 一萬一千三百七十五噸)右ノ中或者 ハ既ニ處分セラレタルモノアリ			
五、日本國ハ未起工艦即チ紀伊、尾張及七 號八號戰艦並五、六、七、八號巡洋戰艦建 造計畫ヲ擲棄ス(但シ右ハ建造ヲ開始セ ル艦ノ建造中止ヲ意味セス)			
六、日本國ハ戰艦三隻ヲ廢棄ス進水セル陸 奧、土佐、加賀是ナリ			
又巡洋戰艦四隻ヲ廢棄ス、建造中ノ天城、 赤城及起工セサルモ材料ヲ蒐集セル愛 宕、高雄是ナリ			
七、日本國ハ一切ノ艦級前戰艦及攝津ニ至 ル迄ノ主力艦ヲ廢棄ス (但シ攝津ヲ含マヌ) (註)舊式艦十隻(總噸數十五萬九千八 百二十八噸)ノ廢棄			
八、世界大戰カ佛伊海軍ノ現存勢力ニ影響 セル或種ノ異常ナル狀況ニ鑑ミ此ノ際右 二國ノ保有スヘキ噸數ニ關シ審議ノ要ヲ 見スト思考ス但シ後日會議ノ考慮ニ付ス ヘキコトヲ留保ス			

主		棄	
艦		國	
國	本	日	合
佛伊 蘭太 西利 國	合計	合計	合計
○ 建造中止及廢棄艦數二十七隻(總噸 數六十七萬四千八百七十五噸)但 シ新主力艦(三萬五千噸)二隻新造 ス			
五、日本國ハ未起工即チ紀伊、尾張及 七號八號戰艦並五、六、七、八號巡洋 戰艦建造計畫ヲ擲棄ス (但シ右ハ建造ヲ開始セル艦ノ建造 中止ヲ意味セス)			
六、日本國ハ戰艦二隻、土佐、加賀ヲ廢 棄ス(即チ米國提案ヨリ進水セル陸 奧ヲ除ク)			
又巡洋戰艦四隻、即チ建造中ノ天城、 赤城及起工セサルモ材料ヲ蒐集セル 愛宕、高雄ヲ廢棄ス			
(註)建造ヲ廢棄シタル主力艦六隻 (總噸數二十五萬四千噸)			
七、日本國ハ一切ノ艦級前戰艦及攝津			

同
上

第條
二條約

主		棄	
艦		國	
國	本	日	合
佛伊 蘭太 西利 國	合計	合計	合計
九、本協定ノ期間ニ於テハ後段規定スル代 換噸ヲ除クノ外新主力艦ヲ建造セサルモ ノトス			
十、爰ニ提議スル各條項ニシテ同意セラル ルトキハ合衆國、英帝國及日本國ハ其ノ 海軍カ本協定成立ヨリ三月後ニ於テ左記 主力艦ヨリ成ルコトヲ約ス			
合衆國 英帝國 日本國			
メリーランド、ロイアル、ソヴレーン、 ド・テンネン、リヴンジ、 ミシシッピ、ミラルス、 アリゾナ、ヴァリアンド、 扶桑、山城、 伊勢、日向、 長門、山城、 伊勢、攝津、 巡洋戰艦			

主		棄	
艦		國	
國	本	日	合
佛伊 蘭太 西利 國	合計	合計	合計
九、「第二條ノ規定ヲ留保シ締約國ハ 各自ノ主力艦建造計畫ヲ廢止スヘク 又締約國ハ第二章第三節ニ掲クル所 ニ從ヒ建造シ又ハ取得スルコトヲ得 ヘキ代換噸數以外ニ新主力艦ヲ建造 シ又ハ取得スルコトヲ得ス、第二章 第三節ニ從ヒ代換セラレタル軍艦ハ 同章第二節ノ規定ニ從ヒ之ヲ處分ス ヘシ」			
十、(註)舊式戰艦十一隻(總噸數十八 萬一千二百二十八噸)ノ廢棄			
現存セルモノ、起工中ノモノ及材 料ヲ蒐集セルモノノ廢棄十七隻(總 噸數四十三萬五千三百二十八噸)			
八、佛蘭西國、伊太利國ニ關シテハ是 等二國ノ現ニ保有セル主力艦ノ數及 噸數ノ限定ニ止マレリ			
九、「第二條ノ規定ヲ留保シ締約國ハ 各自ノ主力艦建造計畫ヲ廢止スヘク 又締約國ハ第二章第三節ニ掲クル所 ニ從ヒ建造シ又ハ取得スルコトヲ得 ヘキ代換噸數以外ニ新主力艦ヲ建造 シ又ハ取得スルコトヲ得ス、第二章 第三節ニ從ヒ代換セラレタル軍艦ハ 同章第二節ノ規定ニ從ヒ之ヲ處分ス ヘシ」			
合衆國 英帝國 日本國			
メリーランド、ロイアル、ソヴレーン、 ド・テンネン、リヴンジ、 ミシシッピ、ミラルス、 アリゾナ、ヴァリアンド、 扶桑、山城、 伊勢、日向、 長門、山城、 伊勢、攝津、 巡洋戰艦			

照一
二條約
參第

三條約
第

艦	ノ	代	換
結スヘシ	(ニ) 本協定ノ期間ニ於テ排水量三萬五千噸ヲ超過スル主力艦ヲ建造スルコトヲ得ス	(ホ) 本協定加入國ニ對シテハ主力艦ノ噸數ヲ決定スルニ同一規則ヲ適用スヘシ	(ヘ) 本協定ニ加入スル各國ハ左記ニ關シ他ノ加入國ニ速ニ通告スヘキコトヲ約ス
	一、新建造ニ依リテ代換セラルヘキ主力艦名	二、代艦建造ニ對スル政府公認ノ日	三、代艦ノ龍骨据付ノ日
	四、起工セラルル各新艦ノ排水噸數	五、各新艦竣工ノ實際期日	六、代換セラレタル艦ノ廢棄ノ事實並其ノ期日
	(ト) 船體、機械及砲積ノ部分ヲ含ム主力艦ノ組成構造物ハ代艦建造ニ對スル政府公認ノ期日以前ニ製作スルコトヲ得ス前記各部分ノ細目表ハ本協定加入國ニ提供セラルヘシ	(チ) 主力艦カ亡失若ハ變災ニ因リ破壞シタル場合ニハ前諸條約ニ準據シ新主力艦ノ建造ニ依リ之ヲ補	

艦	及	航	空
「主力艦及航空母艦ニシテ其ノ完成ノ日ヨリ二十年ヲ經過シタルモノハ第八條(航空母艦代換ニ關スル特別規定)及第二章第三節第二款ノ表ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外新艦建造ニ依リ第四條(主力艦ノ代換噸數ノ規定)及第七條(航空母艦ノ代換噸數ノ規定)ニ定ムル範圍内ニ於テ代換スルコトヲ得	右新艦ノ龍骨ハ第八條及第二章第三節第二款ノ表ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外代換セラルヘキ舊艦ノ完成ノ日ヨリ十七年ヲ經過スルニ非レハ之ヲ据付クルコトヲ得ス	第二條第三項ニ掲クル軍艦(英國ノ建造スルコトヲ得ル新戰艦)及本制限條約第二章第三節第二款ニ掲クル代換噸數ヲ除クノ外千九百二十一年十一月十二日ヨリ十年間ハ之ヲ起工スルコトヲ得ス	(ニ) 「基準排水量三萬五千噸(三萬五千五百六十「メートル」式噸)ヲ超ユル主力艦ハ何レノ締約國モ之ヲ取得シ又ハ之ヲ建造シ、建造セ
條約第四條	條約第一款	條約第二款 條約第三款 條約第四款	條約第二款 條約第三款 條約第四款

充シ得ルモノトス

母	艦	ノ	代	艦
シメ若ハ其ノ法域内ニ於テ之ヲ建造ヲ許スコトヲ得ス	(ホ) 排水噸數ノ算定「第二章第四節ニ規定スル排水噸數算定ノ規則ハ各締約國ノ軍艦ニ之ヲ適用ス」	(ニ) 各締約國ハ速ニ左ノ事項ヲ他ノ締約國ニ通知スヘシ	一、新艦建造ニ依リテ代換セラルヘキ主力艦及航空母艦ノ艦名	二、代艦建造ニ對スル政府公認ノ日
	三、代艦龍骨据付ノ日	四、起工スル各新艦ノ噸及「メートル」式噸ニ依ル基準排水量、並主要寸法即チ水線全長、水線又ハ水線下ノ最大幅員及基準排水量ニ於ケル平均吃水	五、各新艦ノ完成ノ日、完成ノ時ニ於ケル噸及「メートル」式噸基準排水量並完成ノ時ニ於ケル主要寸法即チ水線全長、水線又ハ水線下ノ最大幅員及基準排水量ニ於ケル平均吃水	(ト) 條約中ニハ米國提案第十二項(「主力艦又ハ航空母艦カ亡失シタルトキハ第四條及第七條ニ定ムル噸數ノ範圍内ニ於テ且本條約ノ
條約第二十條	條約第二款	條約第三款	條約第三款	條約第一款

他ノ規定ニ從ヒ新艦ノ建造ニ依リ直ニ之ヲ代換スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ正規ノ代換計畫ハ該艦ノ關スル限り之ヲ線上ケタルモノト認ム

(リ) 主力艦又ハ航空母艦ノ空中水中ノ砲撃ニ對スル防禦ニ裝置改造ノ規定——米國提案ニ無シ
保有スヘキ主力艦又ハ航空母艦ハ空中及水中ノ攻撃ニ對スル防禦裝置ヲ施スノ目的ヲ以テスル場合ニ限り下記ノ規定ニ從ヒ之ヲ改造スルコトヲ得、締約國ハ右目的ノ爲各現存艦ニ付其ノ増加スヘキ排水量三千噸(三千四百十八「メートル」式噸)ヲ超エサル限り「バルヂ」若ハ「ブリエター」又ハ空中攻撃ニ對スル防禦甲板ヲ之ニ裝置スルコトヲ得、舷側裝甲ノ改裝、又ハ主砲ノ口徑、數若ハ其ノ一般裝備法ハ左ノ場合ヲ除クノ外之ヲ變更スルコトヲ得ス

(一) 佛蘭西國及伊太利國ハ「バルヂ」ニ關シ増加スルコトヲ得ル噸數ノ範圍内ニ於テ其ノ現存主力艦ノ裝甲ヲ増加シ且其ノ備砲ヲ口徑十六吋(四百六「ミリメートル」)ヲ超エサルモノニ換裝スルコトヲ得

補助戰 關艦船 ノ分類	十三、此ノ問題ヲ取扱フニ當リ補助戰關艦船ヲ左記ノ三類ニ分ツ 甲、補助水上戰關艦船 乙、潛水艦 丙、航空母艦及航空機
補	十四、補助水上戰關艦船トハ巡洋艦(巡洋戰艦ヲ除ク)嚮導艦、驅逐艦其他次項ニ於テ特ニ除外セルモノヲ除キタル水上用各種艦ヲ謂フ
助	十五、現存スル淺喫砲艦、第十六項ニ於テ特記スルカ如キ三千噸以下ノ非裝甲水上艦、燃料船、補給船、母艦、工作船、曳船、掃海船及商船ヨリ直ニ轉用シ得ル船舶ハ此ノ協定ノ條約ヨリ除外スルモノトス 十六、排水量三千噸並速力十五節ヲ超過シ又五吋砲四門以上ヲ裝備スル新補助戰關

補助戰 關艦船 ノ分類	十三、補助戰關艦船ヲ米國提案ニ倣ヒ三種ニ分類シテ條約ト米國提案ヲ比較スルヲ便トス 甲、補助水上戰關艦船 乙、潛水艦 丙、航空母艦及航空機
補	米國提案自第十四節至第十九節參照十四、(イ) 基準排水量ノ制限 「主力艦又ハ航空母艦以外ノ軍艦ニシテ基準排水量一萬噸(一萬百六十「メートル」式噸)ヲ超ユルモノハ何レノ締約國モ之ヲ取得シ又ハ之ヲ建造シ建造セシメ若ハ其ノ法域内ニ於テ之カ建造ヲ許スコトヲ得
水	(ニ) 英帝國ハ「リナウン」ニ付キテハ既ニ開始シ一時中止シタル裝甲變更工事ヲ完了スルコトヲ得 (ヌ) 主力艦備砲ノ制限——米國提案中ニ無シ 「締約國ノ主力艦ハ口徑十六吋(四百六「ミリメートル」)ヲ超ユル砲ヲ裝備スルコトヲ得ス」 米國提案第十二節及第二十六節參照(條約第二章第三節主力艦ノ代換及廢棄表ハ之ヲ略ス)

條約第二章第三節第一款
條約第六條

條約第十一條上段

補				
水	上	戰	關	船
(甲)				
新建	造ノ	制限	舊艦ノ廢	棄
艦船ハ海軍軍備制限ニ關スル本協定ノ範圍外トシテ建造スルコトヲ得ス 十七、各國ニ許容スヘキ巡洋艦、嚮導驅逐艦ノ總噸數ヲ左記ノ如ク提議ス 合衆國 四十五萬噸 英帝國 四十五萬噸 日本國 二十萬噸 但シ本協定加入國ニシテ千九百二十一年十一月十一日ノ現存ノ補助水上戰艦總噸數カ前記噸數ヲ超過スル場合ニ於テモ補充ヲ開始スル迄ハ超過噸數ヲ廢棄スルヲ要セス而テ補充開始時期ニ於テハ各國ノ有スル補助戰艦總噸數ノ愛ニ規定スル許容限度迄縮減スヘキモノトス 十八、(イ) 千九百二十一年十一月十一日迄ニ龍骨据付ヲ了シタル一切ノ補助水上戰艦總噸數ハ之カ建造ヲ繼續スルコトヲ得 (ロ) 本協定ノ期間ニ於テハ後條ニ規定スル通補充噸數ニ對スル場合ノ外新補助水上戰艦總噸數ヲ建造スルコトヲ得 但補助水上戰艦總噸數前記ノ規定ニ達セサル國ハ許容限度迄是等艦船ヲ建造スルコトヲ得 十九、補助水上戰艦總噸數ハ合意ノ方法ニ依リ廢棄セラルヘシ				
(乙)				
航	航	航	航	航
自米國提案第二十節至第二十二節參照 十五、潛水艦ニ關シテハ協定成立セス 米國提案自第二十三節至第二十五節參照 十六、(イ) 締約國ノ保有スヘキ總噸數ノ制限 (各締約國ノ航空母艦合計噸數ハ基準排水量ニ於テ) 合衆國 十三萬五千噸 英帝國 十三萬五千噸 (十三萬七千六百六十「メートル」式噸) 日本國 八萬一千噸 (八萬二千二百九十六「メートル」式噸) 佛蘭西國 六萬噸 (六萬九百六十「メートル」式噸) 伊太利國 六萬噸 (六萬九百六十「メートル」式噸) ヲ超ユルコトヲ得ス (ロ) 基準排水量ノ制限ノ原則 (A) 原則、「基準排水量二萬七千噸(二萬七千四百三十八「メートル」式噸)ヲ超ユル航空母艦ハ何レノ締約國モ之ヲ取得シ又ハ之ヲ建造シ建造セシメ若ハ其ノ法域内ニ於テ之カ建造ヲ許スコトヲ得ス (B) 原則ニ對スル例外 「尤モ各締約國ハ其ノ航空母艦制當合計噸數ヲ超エサル限り各基準排水量三萬三千噸(三萬三千五百二十八「メートル」式噸)ヲ超エサル航空母艦二隻以內ヲ建造スルコトヲ得ヘク又經費節減ノ爲各締約國ハ第二條ノ規定ニ依リ廢棄スヘキ既成				
條約第十二條 條約第十條 條約第十條 條約第七條				

戰				
水	潛	艦	航	母
(乙)				
新建	造ノ	制限	舊艦ノ廢	棄
二十、各國ニ許容スヘキ潛水艦ノ總噸數ヲ左記ノ如ク提議ス 合衆國 九萬噸 英帝國 九萬噸 日本國 五萬四千噸 但シ本協定加入國ニシテ千九百二十一年十一月十一日現存ノ潛水艦總噸數カ右規定噸數ヲ超過スル場合ニ於テモ補充ヲ開始スル迄超過噸數ヲ廢棄スルヲ要セス而シテ補充開始ノ時期ニ於テ各國ノ有スル潛水艦總噸數ヲ愛ニ規定スル許容噸數ニ縮少スヘキモノトス 二十一、(イ) 千九百二十一年十一月十一日迄ニ龍骨据付ヲ了シタル一切ノ潛水艦ハ之カ建造ヲ繼續スルコトヲ得 (ロ) 本協定ノ期間ニ於テハ後條ニ規定スル通補充噸數ニ對スル場合ノ外新潛水艦ヲ建造スルコトヲ得 但シ潛水艦總噸數ノ前記規定ニ達セサル國ハ許容限度迄之ヲ建造スルコトヲ得 二十二、潛水艦ハ合意ノ方法ニ從ヒ廢棄セラルヘシ 二十三、各國ニ許容スヘキ航空母艦ノ總噸數ヲ左記ノ如ク提議ス 合衆國 八萬噸				
(甲)				
航	航	航	航	航
母 母				
條約第九條 條約第九條 條約第九條 條約第九條				

關			
機 空 航		丙 及 艦 母 空	
機 空 航	廢棄	新 建	制 限
航空機ノ種類ニ依リテ 海軍航空機ニ對スル制限 ハ實行可能ト認メラレ ス	二十五、航空母艦ハ合意ノ方法ニ從ヒ 廢棄セラルヘシ	（イ）千九百二十一年十一月 十一日迄ニ龍骨据付ヲ了シ タル一切ノ航空母艦ハ之カ 建造ヲ繼續スルコトヲ得 （ロ）本協定ノ期間ニ於テハ 後條ニ規定スル通補充噸數 ニ對スル場合ノ外新航空母 艦ヲ建造スルコトヲ得ス 但シ航空母艦總噸數前記ノ 規定ニ達セサル國ハ許容限 度迄之ヲ建造スルコトヲ得	英帝國 八萬噸 日本國 四萬八千噸 但シ本協定加入國ニシテ一九二一年十一 月十一日現有ノ航空母艦總噸數カ右ノ規 定噸數ヲ超過スル場合ニ於テモ補充ヲ開 始スル迄超過噸數ヲ廢棄スルヲ要セス而 シテ補充開始ノ時期ニ於テ各國ノ有スル 航空母艦總噸數ヲ愛ニ規定スル許容噸數 ニ減縮スヘキモノトス

航 及 艦	
航	艦
又ハ建造中ノ主力艦中ノ二 隻ヲ右目的ニ利用スルコト ヲ得	（ハ） 備砲ノ口徑制限 （イ） 制限基準排水量ヲ超ユ ルモノ 「基準排水量二萬七千噸（二 萬七千四百三十二）メートル ノ式艦」ヲ超ユル航空母艦 ノ武裝ハ第十條ノ規定ニ準 據スヘシ、但備砲中ニ口徑 六吋（百五十二）ミリメー トルヲ超ユルモノアルトキ ハ航空機防禦砲及口徑五吋 （百二十七）ミリメートル 以下ノ砲ヲ除クノ外備砲ノ 數ハ合計八門ヲ超ユルコト ヲ得ス
（Ｂ） 制限基準排水量ヲ超エ サルモノ 「締約國ノ航空母艦ハ口徑 八吋（二百三）ミリメー トルヲ超ユル砲ヲ裝備スル コトヲ得ス、備砲中ニ口徑 六吋（百五十二）ミリメー トルヲ超ユルモノアルトキ ハ航空機防禦砲及口徑五吋 （百二十七）ミリメートル 以下ノ砲ヲ除クノ外備砲ノ 數ハ合計十門ヲ超ユルコト ヲ得ス、但第十九條ノ規定 ヲ妨クルコトナシ、又備砲 中ニ口徑六吋（百五十二）ミ リメートルヲ超ユルモノ ナキトキハ其ノ國ハ制限セ ラルコトナシ、右何レノ 場合ニ於テモ航空機防禦砲 及口徑五吋（百二十七）ミ リメートルヲ超ユサル砲ノ 數ハ制限セラルコトナシ	第十條 末段 第九條

機 空 航
航空機ノ種類ニ依リテ 海軍航空機ニ對スル制限 ハ實行可能ト認メラレ ス

機 空 航
米國提案第二十七節參照 十七、航空機ニ關シテハ協定成立セス
數ハ合計十門ヲ超ユルコト ヲ得ス、但第十九條ノ規定 ヲ妨クルコトナシ、又備砲 中ニ口徑六吋（百五十二）ミ リメートルヲ超ユルモノ ナキトキハ其ノ國ハ制限セ ラルコトナシ、右何レノ 場合ニ於テモ航空機防禦砲 及口徑五吋（百二十七）ミ リメートルヲ超ユサル砲ノ 數ハ制限セラルコトナシ
（二） 代換 （Ａ） 一般原則ハ主力艦ノ代 換ト一括シテ條約ニ規定セ リ（前掲十二參照） （Ｂ） 原則ニ對スル例外 「航空母艦ノ代換ハ第二章 第三節ノ規定ニ依ルノ外之 ヲ行フコトヲ得ス、但シ千 九百二十一年十一月十二日 ニ現存シ又ハ建造中ノ一切 ノ航空母艦ハ試驗的ノモノ ト看做シ其ノ艦齡如何ニ拘 ラス第七條ニ規定スル合計 噸數ノ範圍内ニ於テ代換ス ルコトヲ得」
第八條 第一節

二十六、(イ)			
補	助	戰	開
艦			
(イ) 竣工ノ日ヨリ十七年ヲ經タル巡洋艦ハ新建造ニ依リテ代換スルコトヲ得、右新艦ノ龍骨ハ被補充艦竣工後十五年ヲ經ル迄据付クルヲ得ス			
(ロ) 竣工ノ日ヨリ十二年ヲ經タル驅逐艦及嚮導艦ハ新建造ニ依リテ代換スルコトヲ得、右新艦ノ龍骨ハ被補充艦竣工後十一年ヲ經ル迄据付クルコトヲ得ス			
(ハ) 竣工ノ日ヨリ十二年ヲ經タル潜水艦ハ新潜水艦ノ建造ニ依リテ代換スルコトヲ得、然レトモ右新潜水艦ノ龍骨ハ被補充艦竣工後十一年ヲ經ル迄据付クルコトヲ得ス			
(ニ) 竣工ノ日ヨリ二十年ヲ經タル航空母艦ハ新航空母艦ノ建造ニ依リテ代換スルコトヲ得、然レトモ右新艦ノ龍骨ハ被補充艦竣工後十七年ヲ經ル迄据付クルコトヲ得ス			
(ホ) 口径八吋ヨリ大ナル砲ヲ裝備スル水上用艦船ハ補助戰開水上艦船ノ代艦トシテ建造スルコトヲ得ス			
(ヘ) 本協定加入國ニ對シテハ補助戰開艦船ノ噸數ヲ決定スルニ同一規則ヲ適用スヘシ			

十八、米國提案第十一節、第十九節、第二十二節及第二十五節參照			
船	廢	換	代
「第二條及第三條ノ規定ニ從ヒ處分スヘキ軍艦ノ廢棄ニ關シテハ左ノ諸規則ヲ遵守スヘシ」			
一、軍艦廢棄ニ關スル原則「廢棄スル軍艦ハ之ヲ戰鬪用ニ供シ得サル狀態ニ置クコトヲ要ス」			
二、廢棄艦ノ處分方法「右(廢棄)ノ結果ハ左記ノ方法ノ何レカニ依リ確定的ニ之ヲ實現スルコトヲ要ス			
(イ) 軍艦ヲ永久ニ沈没セシムルコト			
(ロ) 軍艦ヲ解體スルコト、解體ハ必ス一切ノ機械、汽罐及裝甲並一切ノ甲板舷側及舷底ノ板ノ破壊又ハ撤去ヲ含ムヘキモノトス			
(ハ) 軍艦ヲ專用ノ標的ニ變更スルコト、此ノ場合ニ於テ本節第三號ノ一切ノ規定ハ豫メ之ヲ遵守スルコトヲ要ス但シ(上)(軍艦ヲ移動標的トシテ使用スルニ必要ナル限度ニ於テ)及(七)ハ此ノ限ニ在ラス各締約國ハ右目的ノ爲同時ニ一雙ヲ超ユル主力艦ヲ保有スルコトヲ			

第二條
第二章

二十六、(イ)			
換	代	ノ	艦
(ト) 新建造ニ依リテ代艦セラレタル舊艦船ノ廢棄ハ新艦竣工ノ日ヨリ遅カラサル期日ニ於テ着手シ新艦竣工後三ヶ月以内ニ之ヲ竣工スヘシ			
(チ) 新艦竣工遅延スルトキハ其ノ新艦ノ龍骨据付後四年以内ニ右ノ廢棄ヲ完結スヘシ			
(チ) 本協定ニ加入スル各國ハ左記ニ關シ他ノ加入國ニ速ニ通告スルコトヲ約ス			
一、新建造ニ依リテ代換セラレヘキ艦船名稱及數			
二、代艦建造ニ對スル政府公認ノ日			
三、代艦ノ龍骨据付ノ期日			
四、起工セララル各新艦船ノ排水噸數			
五、各新艦竣工ノ事實上ノ期日			
六、代換セラレタル艦ノ廢棄ニ關シ事實及其ノ期日			
(リ) 船體、機械及砲ノ部分ヲ含ム補助戰開艦船ノ組成建造物ハ代艦建造ニ對スル政府公認ノ期日以前ニ製作スルコトヲ得ス、前記各部分ノ細目表ハ本協定加入國ニ提供セラルヘシ			
(ヌ) 此ノ部類ニ屬スル艦船カ亡			

十八、米國提案第十一節、第十九節、第二十二節及第二十五節參照			
船	廢	換	代
(ス) 佛蘭西國、伊太利國ニ關スル例外 前掲「主力艦及航空母艦ノ代換ニ關スル部分參照」			
三、軍艦廢棄ノ手續 (イ) 第九條ニ揭クル例外ヲ留保シ軍艦力廢棄ノ時期ニ到達シタルトキハ直ニ廢棄ノ第一期作業即チ軍艦ヲ爾後戰鬪任務ニ堪ヘサルモノト爲スコトニ着手スヘシ			
(ロ) 軍艦ハ左記ノ諸物件ヲ撤去陸揚シ又ハ艦内ニ於テ之ヲ破壊シタルトキハ爾後戰鬪任務ニ堪ヘサルモノト認メラルヘシ			
(一) 一切ノ砲、砲ノ主要部分、砲火ノ指揮所並一切ノ露砲塔及砲塔ノ旋回部			
(二) 水壓又ハ電力ヲ以テ作動スル砲架ノ操作ニ必要ナル一切ノ機械			
(三) 一切ノ砲火指揮用具及距離測定儀			
(四) 一切ノ彈藥、爆藥及機雷			
(五) 一切ノ魚雷、實用頭部及發射管			

各讓渡艦種 戰艦 關艦 船艦 ル	失若ハ變災ニ因リ破壊シタル場 合ニハ前諸項ニ準據シ新艦ノ建 造ニ依リ之ヲ補充シ得ルモノト ス
二十八、本協定ニ加入スル各國ハ艦種ノ如 何ヲ問ハス爾後他國海軍ノ戰艦關艦トナ リ得ル如キ方法ニ依リ爾後之ヲ處分セサ ルト共ニ何レノ外國ヨリモ戰艦關艦ヲ取 得セサルコトヲ約ス	二十九、本協定各國ハ本協定ノ期間其ノ法 域内ニ於テ外國ノ爲ニ主力艦又ハ補助戰 艦關艦ヲ建造スルコトヲ得ス
三十、商用船舶ノ重要ナル程度ハ海軍軍備 ノ分量ニ反比例スルヲ以テ商用船舶ヲ軍 用ノ目的ニ轉換セラルヘキ狀態ヲ制限ス ルカ如キ規定ヲ必要ト認ム	

方

法

(六)一切ノ無線電信裝置
(七)司令塔及一切ノ舷側
裝甲又ハ此等ノ代リニ
主要機械ノ全部
(八)一切ノ飛行機發着用
甲板及其他一切ノ航空
用附屬物件
四、軍艦廢棄ノ實行期間(イ)第二
條第一項ニ依リ廢棄スヘキ軍艦
ニ付キテハ本節第三號ニ從ヒ爾
後戰艦任務ニ堪ヘサルモノト爲
スノ作用ヲ本條約實施ノ時ヨリ
六ヶ月内ニ完了シ且其ノ廢棄ヲ
右實施ノ日ヨリ十八月内ニ全部
完了スヘシ
(ロ)第二條第二項及第三項ニ
依リ又ハ第三條ニ依リ廢棄
スヘキ軍艦ニ付テハ本節第
三號ニ從ヒ爾後戰艦任務ニ
堪ヘサルモノト爲スノ作業
ハ其ノ代艦完成ノ日以前ニ
之ヲ開始シ右完成ノ日ヨリ
六月内ニ之ヲ終了スヘシ
該軍艦ハ其ノ代艦完成ノ日
ヨリ十八月内ニ本節第二號
ニ從ヒ確定的ニ之ヲ廢棄ス
ヘシ、但シ新艦ノ完成遲延
スルトキハ本節第三號ニ從
ヒ舊艦ヲ爾後戰艦任務ニ堪

各讓渡艦種 戰艦 關艦 船艦 ル	失若ハ變災ニ因リ破壊シタル場 合ニハ前諸項ニ準據シ新艦ノ建 造ニ依リ之ヲ補充シ得ルモノト ス
二十八、本協定ニ加入スル各國ハ艦種ノ如 何ヲ問ハス爾後他國海軍ノ戰艦關艦トナ リ得ル如キ方法ニ依リ爾後之ヲ處分セサ ルト共ニ何レノ外國ヨリモ戰艦關艦ヲ取 得セサルコトヲ約ス	二十九、本協定各國ハ本協定ノ期間其ノ法 域内ニ於テ外國ノ爲ニ主力艦又ハ補助戰 艦關艦ヲ建造スルコトヲ得ス
三十、商用船舶ノ重要ナル程度ハ海軍軍備 ノ分量ニ反比例スルヲ以テ商用船舶ヲ軍 用ノ目的ニ轉換セラルヘキ狀態ヲ制限ス ルカ如キ規定ヲ必要ト認ム	

十九、米國提案第二十八節及第二十九
節參照

一、締約國ノ軍艦處分ニ關スル制限
(イ) 他國ノ戰艦關艦ト爲スコト
ノ禁止

「各締約國ハ贈與、賣却又ハ如何
ナル讓渡ノ形式ニ依ルヲ問ハス
外國海軍ニ於テ軍艦ト爲スヲ得
ルカ如キ方法ニ依リ其ノ軍艦ヲ
處分セサルコトヲ約ス」

(ロ) 他國ヨリ戰艦關艦取得ノ禁
止

米國提案第二十八節末段ニ該當
スル規定ハ條約中ニ之ヲ缺ク

二、締約國ノ法域内ニ於ケル非締約
國ノ軍艦建造ニ關スル制限
(イ) 一般原則

「締約國ノ法域内ニ於テ非締約
國ノ爲ニ建造スル軍艦ハ締約國
ノ建造シ又ハ建造セシムル同型

條約第十五
條前段

條約第十
八

ノ軍艦ニ付本條約ニ規定スル排水量及武裝ニ關スル制限ヲ超ユルコトヲ得ス」

(ロ) 航空母艦ニ關スル特別規定
「但シ非締約國ノ爲ニ建造スル航空母艦ノ排水量ハ如何ナル場合ニ於テモ基準排水量二萬七千噸(二萬七千四百三十二「メートル」式噸)ヲ超ユルコトヲ得ス」

(ハ) 軍艦ヲ建造スル國ノ負フ通知義務
「締約國ノ法域内ニ於テ非締約國ノ爲ニ軍艦ヲ建造スルトキハ該締約國ハ他ノ締約國ニ對シ契約締結ノ日、及軍艦龍骨据付ノ日ヲ速ニ通報シ且第二章第三節第一款(ロ)ノ(四)及(五)ニ規定スル軍艦ニ關スル細目ヲ通知スヘシ」

條約第十六條後段

三、締約國ノ建造ニ係ル他國軍艦ノ戰時流行禁止

(イ) 「締約國ハ戰爭ニ從事スル場合ニ於テハ其ノ法域内ニ於テ他國ノ爲ニ建造中ノ軍艦

(ロ) 又ハ其ノ法域内ニ於テ他國ノ爲ニ建造シタルモ未タ引渡ヲ了セサル軍艦ヲ軍艦トシテ使用スルコトヲ得ス」

條約第十七條

商船
用船

二十、米國提案第三十節參照

一、「商船ハ軍艦ニ變更スルノ目的ヲ以テ平時之ニ武裝ヲ施スヘキ準備ヲ爲スコトヲ得ス但シ口徑六吋(百五十二「ミリメートル」)ヲ超エサル砲ヲ準備スル爲ニ必要ナル甲板ノ補強設備ハ此ノ限ニ在ラス」

條約第十四條

二十一、「合衆國、英帝國及日本國ハ左ニ掲クル各自ノ領土及屬地ニ於テ要塞及海軍根據地ニ關シ本條約署名ノ時ニ於ケル現狀ヲ維持スヘキコトヲ約定ス

條約第十九條

太 平 洋 上
(一) 合衆國カ太平洋ニ於テ現ニ領有シ又ハ將來取得スルコトアルヘキ島嶼タル屬地但シ(イ)合衆國「アラスカ」及巴拿馬運河地帯ノ海岸ニ近接スル島嶼ニシテ「アリューシャン」諸島以外ノモノ並(ロ)布哇諸島ヲ除ク
(二) 香港及英帝國カ東經百十度以東ノ太平洋ニ於テ現ニ領有シ又ハ將來取得スルコトアルヘキ島嶼タル屬地但シ(イ)加奈陀海岸ニ近接スル島嶼(ロ)濠太利聯邦及其ノ領土並(ハ)新西蘭ヲ除ク
(三) 太平洋ニ於ケル日本國ノ島嶼タル下記ノ領土及屬地即チ千島諸島、小笠原諸島、奄美大島、琉球諸島、臺灣及澎湖諸島並日本

防 備		約 條	中 用	ニ 語	新 定
カ將來取得スルコトアルヘキ太平洋ニ於ケル諸島タル領土及屬地 前記ノ現狀維持トハ右特定ノ領土及屬地ニ於ケル新ナル要塞又ハ海軍根據地ヲ建設セサルヘキコト、海軍力ノ修理及維持ノ爲現存スル海軍諸設備ヲ増大スルノ處置ヲ取ラサルヘキコト並右特定ノ領土及屬地ノ沿岸防禦ヲ増大セサルヘキコトヲ謂フ但シ右制限ハ海軍及陸軍設備ニ於テ平時慣行スルカ如キ磨損セル武器及裝備ノ修理及取替ヲ妨クルコトナシ		二十二、「左記ノ用語ハ本條約ノ適用ニ付テハ本節ニ定ムル意義ニ之ヲ解スヘキモノトス」	主力艦 主力艦トハ將來建造スル軍艦ニ關スル限リ基準排水量一萬噸（一萬百六十「メートル」式噸）ヲ超ユル軍艦又ハ口徑八吋（二百三十三「メートル」）ヲ超ユル砲ヲ裝備スル軍艦ニシテ航空母艦ニ非サルモノヲ謂フ	航空母艦 航空母艦トハ専ラ航空機搭載ニ使用スル特殊ノ目的ヲ以テ設計シタル基準排水量一萬噸（一萬百六十「メートル」式噸）ヲ超ユル軍艦ヲ謂フ、航空	

條約
第二章
第四節

設 義		ラ	レ	タ	ル	諸
母艦ハ艦上ニ於テ航空機ノ發着シ得ヘキ構造ヲ有スヘク且第九條又ハ第十條ノ何レカニ依リ許容セラレタルモノ以上ノ有力ナル砲ヲ裝備スルノ設計構造ヲ有セサルコトヲ要ス		基準排水量 軍艦ノ基準排水量トハ工事完成シ乗員ヲ充實シ機關ヲ据付ケ且航海準備（一切ノ武器彈藥、齊備品、艤裝品、乗員用ノ糧食及清水、各種需品並戰時ニ於テ裝備スヘキ各種ノ要具ヲ搭載スルコトヲ含ム）完成シ唯燃料及豫備罐水ヲ搭載セサル軍艦ノ排水量ヲ謂フ	本條約中「噸」ノ語ハ「メートル」式噸ノ語ヲ用キタル場合ヲ除クノ外二千二百四十「ボンド」（千十六「キログラム」）ノ噸ヲ意味スルモノトス	既ニ完成シタル軍艦ハ各自國ノ計量法ニ依リ算定シタル現排水量噸數ヲ引續キ有スルモノトス但シ「メートル」ノ噸ヲ以テ排水量ヲ表ハスル國ハ本條約ノ適用ニ付テハ二千二百四十「ボンド」ノ噸ヲ以テ算定シタル相當排水量ヲ有スルニ過キサルモノト看做ス	今後完成スル軍艦ノ排水量噸數ハ右ニ定ムル基準排水量ニ付之ヲ算定スルモノトス	

規定
雜

二十三、「本條約ノ有效期間中何レカノ締約國ニ於テ海軍力ニ依ル自國安全ノ防禦ニ關スル要件カ四圍ノ狀況ノ變化ニ依リ重大ナル影響ヲ受ケタル場合ニ於テハ締約國ハ該國ノ要求ニ基キ本條約ノ規定ヲ再議シ且相互ノ協定ニ依リ之ヲ修正スルヲ爲スノ目的ヲ以テ會議ヲ開催スヘシ」

技術上及科學上ノ將來ノ發達ニ鑑ミ合衆國ハ他ノ締約國ト協議ノ上本條約中右發達ニ適應スル爲變更ヲ必要トスヘキ事項ヲ審議スルノ目的ヲ以テ本條約實施ノ時ヨリ八年ヲ經過シタル後成ルヘク速ニ會合スヘキ締約國全部ノ會議ヲ開催ヲ準備スヘシ」

「何レカノ締約國カ戰爭ニ從事スルニ至リタル場合ニ於テ之カ爲海軍力ニ依ル自國安全ノ防禦ニ影響ヲ受ケタリト認ムルトキハ該締約國ハ他ノ締約國ニ通告ヲ爲シタル後右敵對行爲ノ期間中第十三條及第十七條ニ規定スルモノヲ除クノ外本條約ニ定ムル自國ノ義務ヲ停止スルコトヲ得、但シ該締約國ハ他ノ締約國ニ對シ右時局カ前記ノ義務停止ヲ必要トスル性質ノモノナルコトヲ通告スルコトヲ要ス」

右ノ場合ニ於テ爾餘ノ締約國ハ本條約中相互ノ間ニ如何ナル一時的ノ修

第三條約
第十章

第二條約
第十章

則

正ヲ爲スヘキヤニ關シ協定ヲ爲スノ目的ヲ以テ協議スヘシ若シ該協議ノ結果各締約國ノ憲法上ノ手續ニ準據シテ正當ニ成立スル協定ヲ得ルニ至ラサルトキハ右締約國ハ何レモ他ノ締約國ニ通告ヲ與ヘタル上該敵對行爲ノ期間中第十三條及第十七條ニ規定スルモノヲ除クノ外本條約ニ定ムル自國ノ義務ヲ停止スルコトヲ得、敵對行爲終了ノ上ハ締約國ハ本條約ノ規定中如何ナル修正ヲ爲スヘキヤニ付審議スル爲會議ヲ開催スヘシ」

「本條約ハ千九百三十六年十二月三十一日迄效力ヲ有ス締約國中何レノ一國ヨリモ右期日ノ二年前ニ本條約ヲ廢止スルノ意思ヲ通告セサルトキハ本條約ハ締約國ノ一國カ廢止ノ通告ヲ爲シタル日ヨリ二年ヲ經過スル迄引續キ其ノ效力ヲ有スヘク爾後本條約ハ締約國全部ニ對シ廢止セララルヘシ右通告ハ合衆國政府ニ對シ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘク同政府ハ直ニ通告書ノ認證牒本ヲ爾餘ノ締約國ニ送付シ且通告書ヲ受領シタル日ヲ之ニ通知スヘシ右通告ハ前記受領ノ日ニ行ハレタルモノト看做シ且其ノ日ヨリ效力ヲ生スルモノトス合衆國政府自ラ廢止ノ通告ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ通告ハ他ノ締約國ノ華盛頓駐劄

第三條約
第十章

外交代表者ニ對シテ之ヲ行フヘク該通告ハ右外交代表者ニ爲シタル通牒ノ日ニ行ハレタルモノト看做シ且其ノ日ヨリ効力ヲ生スルモノトス何レカノ一國ノ爲シタル廢止通告カ効力ノ生シタル日ヨリ一年內ニ締約國全部ハ會議ヲ開催スヘシ

「本條約ハ締約國ニ依リ各自ノ憲法上ノ手續ニ從ヒ批准セラルヘク且批准書全部ノ寄託ノ日ヨリ實施セラルヘシ右ノ寄託ハ成ルヘク速ニ華盛頓ニ於テ之ヲ行フヘシ合衆國政府ハ批准書寄託ノ調書ノ認證謄本ヲ他ノ締約國ニ送付スヘシ

本條約ハ英吉利語及佛蘭西語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ合衆國政府ノ記錄ニ寄託保存セラルヘク其ノ認證謄本ハ同政府ヨリ他ノ締約國ニ之ヲ送付スヘシ

右證據トシテ前記各全權委員ハ本條約ニ署名ス

千九百二十二年二月六日華盛頓市ニ於テ之ヲ作成ス

條約第二十條

凡例

- 一、保有主力艦表ニ於テ米國提案ト條約ト其噸數計算ニ差異アルハ米國提案ハ米國式ニ依リ條約ハ各國自國ノ様式ニ依リタレハナリ
- 二、米國提案及ヒ條約ノ原文ハ附屬書トシテ添付セリ

第二章 主力艦問題

第一節 日英米假協定ノ成立ニ到ル迄

第一款 海軍制限ニ關スル米國提案ト各國ノ態度及我修正案提出

第一項 第一回總會議ニ於ケル米國國務長官「ヒューズ」氏ノ海軍制限提案演說

華府會議ノ第一回會議ハ大正十年十一月十二日（土曜日）午前十時半ヨリ華府「コンチネンタル、メモリアル、ホール」(Continental Memorial Hall)ニ開催、會議ハ牧師「アバーネシー」博士(Dr. Abernethy)ノ祈禱ニ初リ、次テ大統領「ハーディン」氏ノ演說アリ、終ツテ英國全權「バルフォア」氏ノ提議ニ依リ米國國務卿「ヒューズ」氏ヲ議長ニ推ス、於茲「ヒューズ」氏ハ立ツテ曰ク

「ヒューズ」氏

諸君、諸君ノ余ニ與ヘラレタル此ノ榮譽(議長推薦ヲ指ス)ヲ受クルニ當リ、其特權ト責任ノ深甚ナルヲ感シテ止マス余ハ被招請各國政府代表者諸氏カ寛容ナル態度ヲ以テ友好的協力ノ保障ヲ與ヘラレタルニ對シテ深厚ナル感謝ノ意ヲ表セントス。本會ニ至ル道程ニ於テ隨時「吾人ハ時宜ニ適セル效果アル行爲ヲ以テ、監視ノ眼ヲ緩メサル世界ノ意義アル期待ニ添ハサルヘカラス、云々」ト表白セラレタル熱望竝目的ハ會議ノ成功ヲトスル最上ノ吉兆ナリ

大統領ハ英吉利佛蘭西伊太利日本各國ニ對シ軍備制限竝ニ太平洋極東問題ヲモ議スヘキ會議ニ參加方ヲ招請セリ。世界各國ヲ本會議ニ招請スルコト元ヨリ結構ナルコトナリシモ、今日實際緊急ノ必要ニ應センカ爲メ大戰後主トシテ世界ノ武力ヲ左右スル所謂主タル同盟及聯合國ヲ招請シタル次第ナリ。軍備制限ノ鍵鑰ハ實ニ是等各國ノ掌中ニ存ス

唯太平洋極東問題ニ付テハ利害關係諸國ヲモ招請スルノ適當ナルヲ認メ、右五ヶ國ノ同意ヲ以テ白耳義支那和蘭葡萄牙四國ヲモ右問題討議ニ參加方ヲ求メタリ